

藤木英雄・板倉宏著「刑法案内2」勁草書房 2011年1月25日刊を読む

原因において自由な行為

1. 原因において自由な行為

(1) 違法な行為をしても、その行為をしたときに、責任能力がなければ、処罰されない。これを、行為と責任能力の同時存在の原則というが、この原則については争いはない。世界共通の原則といっても差支えあるまい。ところで、犯罪とは、構成要件に該当する違法で有責な行為であるとされるところから、構成要件に該当する行為、つまり実行行為のときに責任能力が存在しなければならぬとするのが通説になっている。そうすると、たとえば、酒ぐせのよくない男が、日ごろよく思っていない上役を、酔った勢いで、なぐりつけようということで、大酒を飲み、心神喪失の状態になり、めっちゃくちゃに暴力をふるったため、上役は死亡してしまったという場合、無罪ということにもなってしまう。そこで、考え出されたのが、「原因において自由な行為」の法理である。責任無能力になる原因となる行為——右の例では飲酒。原因設定行為ともいう——をした時点では責任能力があったのであるから、その原因行為が実行行為といえよ、という考え方である。

(2) かつては、原因行為と惹き起こされた結果との間に因果関係があれば、原因において自由な行為は処罰できるという考え方が一般的であったが、構成要件的定型性ということが強調されるようになってからは、原因行為が実行行為としての定型性を有しなければならないという考え方が通説になったのである。通説は、原因において自由な行為を間接正犯と同様の論理構造でとらえ、間接正犯が他人を道具として利用するものであるのに対して、原因において自由な行為は、自己の責任能力のない状態を道具として利用するものであるとし、間接正犯が他人を利用する行為が実行行為としての定型性を持つかどうかの問題の要点であったと同様に、自己を利用する行為つまり原因行為が実行行為としての定型性を具備するかどうかの問題の要点であるとするのである。

P31 ~ 32

2. 自ら招いた精神障害と立法

(1) 飲酒したり、麻薬・覚せい剤などの薬剤を用いたりして、自ら精神の障害を招いて犯罪行為をし、責任無能力や限定責任能力の状態であったからということで、責任を免れたり、軽くしてもらおうというのでは、ムシがよすぎる。被害者はたまったものではない。社会的公平を忘れ、社会を犯罪の危険にさらすような非常識な法律はあってはならない。

(2) そこで、改正刑法草案十七条は、「故意に、みずから精神の障害を招いて罪となるべき事

実を生ぜしめた者には、前条の規定(責任無能力、限定責任能力)を適用しない。 過失により、みずから精神の障害を招いて罪となるべき事実を生ぜしめた者についても、前項と同じである」と規定している。

(3)ここで、「みずから招いた精神障害」というのは、「原因において自由な行為」の場合を含むが、それよりもはるかに広い観念である。原因において自由な行為の法理でカバーできない場合も、立法的に解決できるわけである。自ら精神の障害を招く行為は、原因において自由な行為の場合について通説がいうように、実行行為としての定型性を備えなければいけないといった難しいことは問題にならない。それだけに、このような立法については、刑法学者のなかではおおいに議論が分かれている。しかし、世の常識は、このような立法を当然とするのではあるまいか。

P43

[コメント]

2011年4月18日、栃木県鹿沼市の国道293号線を徒歩で集団登校中だった小学生の児童の列に12トンの大型クレーン車が突っ込み、クレーン車の下敷きになった6名の児童が死亡した事件は、5月10日、自動車運転過失致死罪で被疑者が起訴になった。「原因において自由な行為」や「自ら招いた精神障害」の法理が議論されると私は予想していたので、意外感が強く、驚きを禁じ得なかった。小学4年生の伊原大芽君はじめ6名の皆様の御冥福を心からお祈りしたい。

- 2011年5月13日林 明夫記 -